

復興期の政党政治：軍需補償打ち切り問題 を中心として

KOUNO, Yasuko / 河野, 康子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

98

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

46

(発行年 / Year)

2001-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004349>

復興期の政党政治

——軍需補償打ち切り問題を中心として——

河野 康子

はじめに

第一章 軍需補償打ち切り問題と大蔵省の対応

第一節 問題の所在

第二節 大蔵省と総司令部——一九四六年五月～九月——

第二章 補償打ち切りの政治的帰結

第一節 政党間関係の変容——社会党と進歩党——

第二節 一九四七年の政党再編

終わりに

はじめに

一九五五年に形成された政党政治の枠組みは、外交・内政のそれぞれにわたる政策分野を横断するものであった。とは言え、五五年に形成された政党間の対立軸が、戦後政党の草創期、つまり一九四五年秋時点から自明であった訳では必ずしもない。つまり、最近の研究で指摘されている通り、戦後初期の時点で、各政党間の政策距離がかなりの

復興期の政党政治（河野）

程度接近していたことも又、事実の一面であった。政党間の政策的距離と戦列の配置がほぼ安定し定着するまでに、戦後初期から五五年に至る一〇年が必要だったことになる。このように一九四五年から五五年までの一〇年間に政党再編期として考察することができると思えば、その再編の軸として関心を集めた問題が、経済復興であったことは言うまでもないであろう。あえて当時の表現を借りれば、「再建」の方途をめぐって各政党が提携・競合しており、そのなかで、政党再編が進んだことになる。

ところで、「再建」に取り組んだ政治勢力は各政党だけではもちろんない。むしろ、経済復興の実質的な担い手となつたのは、占領当局と官僚機構であった。このような点を踏まえた上で、本稿の目的は、戦後政党の形成過程との関連で総司令部と日本側経済官庁との相互関係を考察することにある。ここでは具体的に軍需補償打ち切り問題をめぐる日本政府、とりわけ大蔵省と総司令部との折衝過程、および、これと平行して観察される政党間関係の変容を取り上げることとする。

戦後初期の経済運営に注目した最近の研究は多くの興味深い議論を提起している。ここでは次の点に絞って最近の研究動向を紹介し本稿の問題関心を示すことにしたい。まず、日本社会党の政策的側面に関する研究の進展が指摘できる⁽¹⁾。一九九〇年代に現れた、社会党に関する一連の政治史研究は、一九四五年末から四六年にかけて生じた社会党の変容に注目した。つまり、この時期以降、社会党左派（社会主義政治経済研究所）が経済政策に基盤を置く方針を強めており、その結果、社会党は経済再建をめぐって生産増加に重点を置く提言を行い、これを通して主導権をとることになった。同時に労働勢力の体制内統合に関する社会党の役割が期待される事態のもとで、中道連立政権（片山内閣）への途が開かれた、という見解である。

これらの研究は、戦後初期の社会党が掲げた経済政策を他政党との比較を通して明らかにしており、これによって戦後の政党政治に対する理解は格段に深まった。同時にその結果として政党政治の形成についての更なる疑問と課題が生じている。

例えば、第一次吉田内閣（自由党・進歩党連立）が既に、社会党の経済政策を一部受容し始めていた点がこれまで指摘されてきた。つまり、保守連立から中道連立への継続性の存在である。⁽²⁾ 五年の政党再編との関連でこれら二つの連立政権における変容と連続は改めて検討すべき課題となっている。これを考える上で必要な作業は第一次吉田内閣から片山内閣への軌跡を辿り、政策論争の次元と分岐点を確認することであろう。本稿の関心は、まずこの点にある。

ところで、同時に本稿は占領統治下の日本政治について次のような先行研究にも注目している。それは、ヨーロッパ各国の戦後改革が、必ずしもアメリカの一方的な影響力によってのみ実現したものではない、と主張する最近の研究である。⁽³⁾ つまり、敗戦国ドイツだけでなく、英仏など連合国も含めて、その戦後改革をアメリカと各国との間のより複雑な相互関係として捉えようとする傾向が強まっているのである。これらの先行研究は、日本における占領統治下の政治についても改めて再検討の余地があることを示唆しているのではないだろうか。⁽⁴⁾

これらの先行研究の示唆を受けて本稿では主として戦後初期の一九四六年から四七年に注目し、政党政治上の分岐点を形成した政策として軍需補償打ち切り問題に焦点を絞ることとした。⁽⁵⁾

第一章 軍需補償打ち切り問題と大蔵省の対応

第一節 問題の所在

一九四六年秋から四七年にかけて、結成後約一年目の戦後政党はそれぞれ次のような意味で変容しつつあった。それは、自由党・進歩党の連立与党、及び野党・社会党の三党間関係に生じた変化に現れている。

政党間関係の変容を生じた背景の一つは、軍需補償打ち切り問題とこれに関連する一連の政策的対応である。つまり、復興期の経済再建政策をめぐる論争が、初期の政党政治を規定するという関係が生じたことになる。軍需補償打ち切り問題は、次の点で政党間関係の再編と連動した。それは、補償打ち切りによって企業の人員整理が予想されただけでなく、打ち切りに伴って決定された復興金融金庫設立などの企業擁護政策が、第二次インフレの原因となったとの見方が強まったからである。この事態のもとで、人員整理とインフレとのコスト負担のあり方が焦点となり、生産増大の為の経済統制採用、重要産業の国家管理等の政策的対立が政党間関係を左右することとなった。⁽¹⁾ 同時に企業倒産による大量の失業者群の創出が治安問題に波及する懸念も生じていた。このようにして、軍需補償打ち切り問題は、政党間関係の対立軸の再編という政治的帰結を伴ったのである。⁽²⁾

言うまでもなく、一九四六年から四七年にかけての時期には、憲法改正法案、第二次農地改革関連法案など戦後改革の主要な柱となる一連の政策が審議され決定されつつあった。これらの主要な政策課題に比べると、軍需補償打ち

切り問題は戦後体制の根幹を問う、といった性格の争点では決してなかった。従ってその政治過程については、これまで殆ど取り上げられて来なかったと言えよう。しかし、憲法改正⁽³⁾、第二次農地改革⁽⁴⁾などの改革政策を政党政治との関連で検討すると、それらは、少なくとも当時においては政党内の大きな対立を伴うことなく受容された側面が強い。つまり、これらの改革政策は、確かに一面で総司令部による強制の契機を孕みつつ、しかし総体としての戦後改革の一環として各政党の支持を受けていたのである。支持の強さと動機をめぐる各党間の差異はあったが、改革自体が争点となった訳ではなかった。

ところで軍需補償打ち切りは、四六年一〇月、大蔵省の強い抵抗を排し総司令部の提案にもとづいて実施された。ただし、これと同時に金融緊急措置令が一部改正され、加えて、戦時利得に対して予定されていた財産税・戦時利得税などの課税案は大幅に緩和された上で実施されたのである。他方で、打ち切りから生じる企業の資金不足を補う目的で、復興金融金庫が設置されるなど、政府による資金投入が図られた。その結果この資金散布が、資材の不足による生産停滞と相まって一時的に鎮静化していたインフレを再発させた、との見方が生じたのである。四六年秋以降、三月危機説が流布されたのは、このような事態を背景としていた。⁽⁵⁾

これを受けて野党・社会党、労働勢力、及び経済同友会など財界の一部は、補償打ち切りとこれに伴う政府の対応が、インフレのコスト負担を勤労者に課するものである、との批判を強めた。さらに、これを契機として社会党が第一次吉田内閣に対して野党色を強めただけでなく、⁽⁶⁾内閣の政権基盤であった自由党・進歩党の連立関係にも動揺が生じることとなった。各政党は、四七年に入って活発な提携・合同・離間構想を展開したのである。その帰結が第一次吉田内閣(自・進連立)の崩壊から、片山中道連立内閣(社会党・民主党・国民協同党)への政権交替であったこと

は言うまでもない。進歩党から民主党への再編を含む一連の政治過程は、経済再建をめぐる政策論争のなかで、各政党が共有する部分と分岐する部分を顕在化する作用をも伴ったのである。

その際に争点となったのは、補償打ち切りに端を発した次のような政策課題であった。まず、企業による人員整理とインフレのコスト負担のあり方が問われ、これに関連して生産拡大の為の統制手段の採用、重要産業の国営化ないし国家管理、などが問われ、これらが各党間の対立軸を形成した。これが中道連立政権の基盤となったのである。このようにして、軍需補償打ち切りをめぐる政治過程は、戦後初期の政党間関係の変容に至る途を開くことになった。各政党は、政権獲得をめざして活発な駆け引きを展開しつつ、同時に経済再建をめぐる政策論争のなかで競合せざるを得ないことになったのである。

そこでまず、軍需補償打ち切り問題の経緯を概観しておきたい。この問題については、対日理事会における英・ソ両国代表の提唱によって急遽断行された、とする記述⁽⁷⁾もあるが、必ずしもそうではない。後に見るとおり、対日理事会の議論に先立ってすでに総司令部が米本国からの専門家による調査団の提案を受け、日本政府に命じたものである。さて、戦争終結と共に成立した東久邇内閣、これに続く幣原内閣はいずれも軍需補償の支払いに応じる方針をとり続けていた。それは当時の政策当局が、ひとまず軍需生産から民需への転換を図ることで生産の再開を図ろうとしたことによる。⁽⁸⁾つまり、当時懸念されていたのは、戦争終結によって今後は軍需が阻止されデフレが生じることであった。従って再建政策は、財政と金融双方からの貨幣投入によって、民需生産増加を目指す方向で進められた。八月一日の預金無期限払い出し声明、二二日の産業資金融資方針の決定、二九日の事業資金調整暫定標準の改定など一連の政策は、この見通しに基づいていた。⁽⁹⁾

他方、インフレについての政府の予測がやや楽観的であったことは否定できない。つまり政府には貨幣投入により軍需の縮減から民需再開への見通しが得られれば、生産拡大によってインフレは阻止できる、という見方が強かった。東久邇内閣以来続けられてきた軍需補償の支払いは、復員手当などと共にこのような政策の一環として正当化されていたのである。言い換えれば、政府はモラトリアムによって生じるべき混乱を回避することを優先し、秩序維持と生活の安定確保を目指したことになる。しかし、この見通しに反して生産拡大は必ずしも実現せず、その結果、敗戦の直後からインフレは急激に進行することとなった。インフレの実態は当時の公定価格と闇価格との比率を一对四〇とする記録からも窺われよう。⁽¹⁰⁾

これに対して、戦後の経済再建に対する総司令部の方針は、とりわけ占領初期にあつては非介入的なものであり、しかも政策的方向が不確定であつた。国務省が発表した九月二二日の初期対日方針は、アメリカは日本の経済復興について何ら責任を負わないことを明らかにしていたことは周知のとおりである。九月中旬以降、トルーマン、国務省、マッカーサーの間に見られた応酬は、総司令部の微妙な立場を示唆するものとなつた。⁽¹¹⁾

つまり、総司令部は本国の命令により経済復興に対する責任からは解除されたものの、しかし、占領目的である民主化を進めるにあつては、国内の民生安定に配慮せざるを得なかつたのである。このように考えれば、インフレの進行は、総司令部にとって無視できるものではなかつた。四五年一月五日、総司令部外交部長のG・アチソンが国務省宛に送つた報告は、このシレンマをよく示していた。

「アメリカの政策指令は、政治的に予想以上の成功を収めつつある。(中略)この成功を阻む重大な障害が起こることすれば、それは経済面においてである。」⁽¹²⁾

一月二五日、総司令部は「戦時利得の排除、及び国家財政の再編成に対する覚書」によって、次のような措置を政府に命令した。

- 1、財産税、戦時利得税の創設。
- 2、軍需補償支払いの凍結、軍人恩給支払いの停止。
- 3、政府公債発行を許可制とする。
- 4、日銀借入の禁止。等⁽¹³⁾

なお日本側でも、この時期、財産税、財産増加税の構想が検討された形跡はある。幣原内閣の閣僚であった芦田均（厚生大臣）は、一月五日から六日にかけて、臨時閣議と閣僚懇談会の模様を次のように伝えている。

「一月五日 午後一時から臨時閣議。財政再建計画大綱の渋沢蔵相の説明。松本（丞治國務大臣）、小林（一三戦災復興院総裁）両氏の質問。内閣成立以来曾て見ない論戦であった。

一月六日、閣議、臨時軍事費の現状、今後の処理。一月一日から大蔵へ移す案。残一〇七億しかない。

午後一時から閣僚懇談会で財産税と財産増加税の説明を聴く。小林、松本氏の質問は厳しい。これが内閣の命取りになる。⁽¹⁴⁾」

この記述から見る限り、政府（幣原内閣）が、財産税、財産増加税を検討していたことは事実であった。しかし、この構想を日本政府の手によって実現することには相当の困難があったことが窺われよう。

ともあれ、総司令部によって、一月から軍需補償支払いは凍結されることとなった。言うまでもなく、この命令の意味合いは、必ずしも経済政策的側面にのみあった訳ではない。つまり、これは一方で確かにインフレ抑制をめざ

す政策手段として採用されたものであったが、しかしそれ以上に次のような政治的含意を示唆していたのである。総司令部が補償支払いを凍結し、打ち切りへの方針を示した理由は、主として「戦争は引き合わないものであり」、「戦争に協力したものが補償を受けることは認められない」ということに尽きる⁽¹⁶⁾。後に見るとおり、大蔵省との折衝のなかで、総司令部経済科学局のルカウント財政課長が端的に

「War does not pay」

と述べた通りであった⁽¹⁶⁾。

この一月二五日付の覚書にもとづいて、政府は翌四六年一月から二月にかけて次のような通貨収縮政策をとることとなった。一つは、一月一〇日に策定された新税計画である。これは、財産税、戦時利得税を中心として約一〇〇〇億円の税収を図ろうとするものであった。この計画は総選挙（四六年四月）を控えて議会への上程が遅れたまま推移した後、同年一〇月の補償打ち切り断行と同時に、大幅に変更・緩和されて実施された。後に変更・緩和される際の決定内容と比較する為に、計画時点での内容を概観しておきたい。

内訳

財産税	約七〇〇億円	
うち、個人財産税	約五〇〇億円	
法人財産税	約二〇〇億円	
個人財産増加税	約二五〇億円	
法人戦時利得税	約五〇万円	
合計	約一〇〇〇億円 ⁽¹⁷⁾	

復興期の政党政治（河野）

マッカーサーの覚書に基づいて実施されたもう一つの政策は、二月一七日、緊急勅令として出された金融緊急措置令である。この金融緊急措置令は、後に政府内部で補償打ち切り方針が固まったことを受けて、一部が改正された。改正の目的は打ち切りによって企業が受ける衝撃を緩和するというものであった。

制定時における金融緊急措置令の内容は、次のようなものである。

- 1、生活費基準を月額五〇〇円とし、所帯主三〇〇円、所帯員一人につき一〇〇円とする。
- 2、新物価体系。
- 3、銀行預金封鎖と新円払い出しの制限。¹⁸⁾

かくて五月に発足した新内閣は、軍需補償打ち切りの決定を課題の一つとして取り組むこととなった。大蔵省は石橋蔵相のもと総司令部経済科学局財政課との間で補償打ち切りをめぐる困難な折衝に入ったのである。そこで、軍需補償打ち切りの決定過程と、これに伴って実施された一連の対応について次節で検討しよう。

第二節 大蔵省と総司令部——一九四六年五月～九月

まず、折衝の経過を予め概観する。四五年一月の覚書で凍結されていた軍需補償支払いについて、総司令部は新内閣発足後直ちに、支払いを打ち切る方針を示した。この方針をめぐって五月から九月まで大蔵省と経済科学局財政課との折衝が重ねられた。その結果七月に打ち切り方針が固まり、九月に法案が議会上程された後一〇月に至って他の一連の法令を伴って打ち切り断行（補償支払いに対する一〇〇%の課税徴収）となった。七月には折衝が一時暗

礁に乗り上げ、吉田首相とマッカーサー総司令官との介入というかたちをとって決着した。日本側で最も強硬に打ち切りに反対したのは石橋蔵相である。一〇〇%打ち切り断行で折衝が決着した点に着目する限り、日本側の要請は全く受け入れられなかった。

しかし、折衝の内容をつぶさにみると結果は必ずしも総司令部の全面勝利とは言えないものがあつた。むしろ部分的には総司令部が譲歩したことで日本側の要請の一部を受容しつつ打ち切り断行に至つたという方が事実に近いのではないだろうか。つまり、補償支払い打ち切りに伴う一連の措置は、先に見た金融緊急措置令の改正、新税計画の變更、復興金融金庫の設立を始めとして、打ち切り決定から生じる企業に対する衝撃を緩和するものであり、この点について総司令部は日本側の言い分を認めざるを得なかつたのである。しかも、総司令部は折衝の大詰めに入つた後、米側の譲歩の大きさに気付き日本側に不信感を持った節さえ認められる。折衝の後半、総司令部は関連法令の作成を大蔵省に委ねた。ところが、金融緊急措置令改正を大蔵省が決定した八月一日の後、八月二九日になって、ルカウント財政課長がこの改正に異論を唱えたのである。その理由は、ルカウント課長によると

「日本政府ノ補償打切ニ関スル法案ヲ審議シタル所、当初ノ司令部側ノ提案ノ趣旨ニ反シ富裕ナルモノニ有利ニシテ政府保証ノ範圍過大ナリ。」⁽¹⁾

というものであつた。

つまり後に見る通り、一〇〇%課税徴収の実施と打ち切りの手続きについて全く譲歩する余地を見せなかつた総司令部経済科学局財政課は、実施のための一連の関連法令については、結果として相当の譲歩ないし、黙認を余儀なくされたのではないだろうか。

そこで、この折衝で日米双方がそれぞれ何をしようとし、何を譲歩したか、という問題を改めて考えてみたい。これについての詳細な記録は、当時大蔵省終戦連絡部長としてほとんど全ての折衝に携わった渡辺武による日記の中に残されており、ここから折衝の概要と双方の主張及び譲歩をある程度までは再現することができる。渡辺日記によると折衝を担当したのは、日本側から渡辺の他に石橋蔵相、池田勇人（主税局長）、宮沢喜一（主税局）、櫛田光男（理財局長）、江沢省三（銀行局長）の他、柏木雄介、朝海浩一郎などであった。経済科学局からは、マーカット局長の他、ルカウント（財政課長）、ライダー（財政課）、エイキン（財政課）、マクダーミット（財政課）、ファイン博士（経済科学局顧問）などであった。⁽²⁾ 折衝上の主要な問題点は、その都度、閣議、経済閣僚懇談会などで検討され、内閣審議室の研究をしながら議論されたようである。⁽³⁾ ここで注目したいのは、打ち切りに至る手続きの問題と、内容の二点である。まず、手続きについて検討しよう。

補償打ち切りの手続きについて結論から述べると、総司令部はこの点では全く譲歩する構えを見せなかった。総司令部が主張した手続きは、打ち切りを米側の命令によってではなく、あくまで日本政府の自主的な意向に基づいて行う、というものであった。一〇〇%打ち切りという基本方針と並んで、この手続きについても総司令部は最後まで妥協することがなかったのである。

ところで、よく知られている通り、石橋蔵相は持論の積極財政論にもとづいて、当時のインフレを容認する態度をとっていた。つまり、潜在的労働力と遊休設備とが豊富にある現状では、政府資金を積極的に投じて生産回復を図ることこそが健全な政策であり、その限りではインフレを問題にする必要を認めない、という立場をとったのである。

従つて石橋蔵相によれば、軍需補償の打ち切りについて総司令部の案は

「一経済学者トシテハ、"ナツテイナイ"ト思フ」⁽⁴⁾

という態度をとり、これを折衝の途上で米側に明言していた。従つて石橋としては、打ち切りを日本政府の方針として断行するのではなく、総司令部の意向に従つて政府が止むを得ず行うという形を取るよう求めたのである。そこで石橋としては、総司令部が打ち切りに関する指令 (directive) を出すことを再三にわたつて要求した。

総司令部内は指令発出の是非をめぐつて当初から一致していた訳ではない。四六年五月のSCAP関係者会議では、指令に基づいて日本政府が法案を準備することが合意されていたようである。⁽⁵⁾しかし、その後五月三一日に始まる日本側との協議では指令発出を拒む総司令部の意向が強く示された。その後七月半ばまで続く折衝の中でも、総司令部は石橋の再度にわたる要請を受け入れず指令発出を拒否し続けている。この対立は、後に見るとおりマッカーサー総司令官と吉田首相が介入に入るかたちをとつてようやく決着したのである。

総司令部が指令の発出を認めなかった理由は、折衝の当初 (五月三一日) に、経済科学局長マーカーカットによつて次のように説明されている。

「(マーカーカットは) 先ツ Procedure ノ問題ヲ話スベシトシテ、指令ハ対日理事会等ニ協議ヲ要シ、協議ノ結果ハ日本ニトツテ不利トナル虞アリ、日本政府ノ initiative ニ依リ実行シ度シ、必要ナレバ指令ヲ為スベキモ、カクテハ日本経済再建ヲ速ヤカナラシメントスルマ元帥 (マッカーサー) ノ方針ニ反スル結果トナル虞アリ、(後略)」
 「若シ directive ノ形ヲトルトキハ日本国民ニ対シ更ニ嚴格ナルモノトナル虞多分ニアリ充分御考慮アリ度。」⁽⁶⁾

指令の発出を回避し、その根拠を対日理事会の存在に求めることで日本側に打ち切りの早期受け入れを迫る、とい

う論理は財政課内部では徹底していた。その後日本側は政府内の調整に手間取り、総司令部案に対する回答を遅らせた為、三回にわたって

「対日理事会ノ件ハ充分徹底セシメラレ度。」⁽⁷⁾
として恫喝されることとなる。

マーカット局長が、もし対日理事会が補償問題について協議することになれば、それは「日本政府に対し更に厳格なるもの」となる、と述べた点は、単なる恫喝ではなかったかもしれない。事実、折衝の過程で七月一〇日、二四日の両日、対日理事会・ソ連代表が補償打ち切り問題に言及したのである。⁽⁸⁾

ここには、占領初期、つまり冷戦の本格化に先だって生じていた連合国（米・英・中・ソ）間の微妙な関係が窺われ、これ自体、興味深い問題の所在を示唆しているが、ここではこれ以上立ち入らない。⁽⁹⁾ただ、後に見るとおり、英・ソ両国による打ち切りに対する発言が、政策の内容に影響を与えたかどうか、という点は疑問が残る。

最終的に、補償打ち切りは、戦時補償特別措置法案、財産税法案として第九〇帝国議会に上程され、衆議院、貴族院の審議を経て成立した。日本政府の自主的な政策としての手続きを経て実施されたのである。

そこで次に、決定に至る折衝の内容を検討する。

軍需補償支払いに関する政府の構想を見ると、当初日本側は支払いをひとまず実行した上で、これに対して財産税と戦時利得税を課税・徴収することを考えていた。この案では、財産税の賦課率を一五〜七〇%、としており、四六年一月に政府内で確認されている。⁽¹⁰⁾

この方針の骨子は第一次吉田内閣に引き継がれ、内閣発足直後の四六年五月二九日、省議で石橋蔵相は補償支払い

の打ち切りと国債利下げとのいずれにも反対するという意思を表明、これを首相から総司令部に対して伝える形を取りたいと述べている。⁽¹¹⁾この方針をもとに三十一日、蔵相と大蔵省スタッフは経済科学局を訪れ、これについて総司令部の意向を聞くこととなった。

総司令部はこの問題について予め専門家の意見を求めており、四月にはアメリカ本国からレオ・チャーン（アメリカ租税研究所副所長）を中心とする調査団が来日、この調査団の見解に基づいて総司令部案をまとめていた。調査団が、マッカーサーに対して出した提案は次のような内容であった。

- 1、軍需補償支払いの全面打ち切り。（その方法は、補償を支払ったことにして、これに対し一〇〇%課税する。）
- 2、個人財産税の累進度を高め、賦課率五から八五%とする。⁽¹²⁾

これに基づいて作成された総司令部案を受け取った時、石橋蔵相は細目は案を見なければ判らぬとした上で、

「補償問題ニ関シテハ全面的補償打ち切りハ不適當ナル旨」
述べようとしたところ、米側は

「内容ハ専門家ニ話サレ度」

との対応であった。⁽¹³⁾

これに続き、六月三日から本格的な意見調整が始まる。この日、石橋蔵相は総司令部案について

「面白キ案ナリト考フルモ、今直ニ実行スルニ於イテハ経済界、金融界ニ混乱ヲ惹起スル虞アリ、準備ノ為日時ヲ要ス。」

とし、さらに、この案では

「議会提案不能トナルベシ。」

と述べた上、企業に対する新規資金供給に関する方針を総司令部に尋ねている。これについて、マクダーミットから、「復興金融会社（七月に、復興金融金庫として発表されるもの）」案が提示された。

加えてルカウント財政課長は、この会談の最後に

「次回ノ閣議デ内閣ノ意見ヲ決定シ回答アリタシ、ソノ際、対日理事会ノ件ハ充分徹底セシメラレ度」⁽¹⁴⁾

と念を押すことを忘れなかった。

総司令部案を持ち帰った大蔵省側は六月五日、これを経済閣僚懇談会で検討、さらに内閣審議室で研究することとなった。

これ以後、折衝は、次の点に焦点が絞られる。

1、日本側は補償打ち切りについては、一般補償、契約解除による補償の双方に対する支払いを打ち切ることをま
ず受け入れた。残る戦争保険（個人・企業）の扱いについては米側との折衝が重ねられた。

2、銀行預金の保護について、金融緊急措置令（四六年二月）によって凍結されていたものに対する政府保証限度額が米側との折衝課題となった。

3、財産税・戦時利得税（四六年一月新税計画で予定されていたもの）の扱いについて、個人財産税の免税額が問題となった。

以後、これらについて、双方の違いを埋める形で折衝は進んだ。

ところで、打ち切られることとなった補償請求金額については、対日理事会に提出された大蔵省の報告の中に次の

ような数字がある。これによると、

戦争損害保険（企業向け） 一三七億五二〇〇万円

契約解除に基づく要求 一〇六億二〇〇〇万円

一般産業補償要求 一五六億四一〇〇万円

個人的要求として 保険 一九〇億四六〇〇万円

疎開に対する補償 一九億八八〇〇万円

合計額 七四九億五四〇〇万円

というものであった。⁽¹⁵⁾

この数字によれば全体の約三分の一を占めたのは企業向けの戦争保険支払いであったようである。

意図的かどうかはさておき、日本側は総司令部に対する回答をまとめるに当たって、政府内部の調整に時間が掛かった。六月一日の閣議及び経済閣僚懇談会を経て一二日、日本側が総司令部に報告した所によると、政府内部の議論は次のようなものであった。

- 1、軍需補償のうち、一般補償・契約打ち切りに対する補償は大体打ち切りに同意する。
- 2、但し、戦争保険については、各省の意見が分かれて結論に至らなかった。

復興期の政党政治（河野）

一三日に改めて閣議を開き、その承認を得た上で、一七日、石橋から総司令部に対し回答が出された。⁽¹⁶⁾
これを受けた米側は一八日から一九日にかけて、妥協案として次の点を提示している。
戦争保険について・

個人向け部分を三万円まで支払うこととし、それを超える部分に一〇〇%課税する。

企業向けについては、全額課税する。

なお、これを含めて、渡辺の觀察によれば、非軍需・小企業の保護、銀行預金の保護限度額について、協議の余地があったようである。⁽¹⁷⁾

事実、続く六月二〇日には、米側から次のような妥協案が示された。

- 1、銀行預金 一人一五〇〇〇円まで保護。
- 2、戦争保険 個人向け 三万円まで支払う。
- 3、企業再建資金は三〇%を残す。

但しこの案を示した際、総司令部は来週火曜日（六月二五日）までの回答を求め、もしノーであれば、指令を出し対日理事会へ付議する、との意向を伝えている。⁽¹⁸⁾

この案について、翌二一日閣議、省議が行われた。

ここでの議論は、

- 1、戦争保険 個人向け 三万円について。
- 2、銀行預金 一五〇〇〇円で充分かどうか。

3、国債利子 七二%課税は実行できるか。

等をめぐって行われている。この時点で、渡辺は

「事務局ハドウヤラノメヌコトモナイ位ノ感ジナリ」

と記しており、双方の差は小さくなりつつあったか、に見える。⁽¹⁹⁾

かくて二六日に至って、日本側と米側の差は次のような点を残すのみとなった。

1、日本側…戦争保険個人分 七五〇〇〇円まで支払う。(五万円までは全額支払い、これを超えて五万円から一〇万円までは五〇%を支払う。)

米側…三万円まで。

2、日本側…銀行預金 一〇〇%補償。

米側…一五〇〇〇円まで。

3、日本側…国債利子は非減額。

米側…七二%課税。

なお、この段階で法人財産税は、折衝対象からはずされている。⁽²⁰⁾

つまり、六月の折衝は月末まで続けられ、事務レベルで日米双方の提案がほぼ煮詰められた。ここまでの時点で、一〇〇%課税案受け入れの条件として、新規資金供給の為の復興金融金庫の設置、一般補償・契約解除分の補償打ち切り、戦争保険個人向けは一定限度以上で打ち切り、等が合意されつつあった。しかし、企業向けの戦争保険支払い、銀行預金の保護限度額、等は、双方の主張に開きがあったようである。

しかし、この後七月に入る頃から、米側の対応は一転して厳しさを増す。先の六月二五日という回答期限は切れ、これを一日延ばしても日本側の態度が決まらなかった。これに対し、マーケット局長は決定に向けての日程を従来以上に急ぎ始めるのである。渡辺によれば七月二日には、協議が「deadlineニ到達セリ」として、米側は次のような形で米側の原則を提示し、日本側の回答を期限付きで迫った。米側最終案とこれに関する説明は次の通りである。

米側の原則は、

1、財政課より提示した一〇〇%課税最終案

個人戦争保険は三〇〇〇円まで支払う。

企業戦争保険はいっさい支払わない。

2、銀行預金一五〇〇〇円（一人当たり）の政府補償。この点は、米側によれば、一人当たり、とした点で当初の条件よりは緩和される、と説明された。

3、個人財産税の控除を五〇〇〇円とする。

4、個人財産増加税は中止、とする。

5、一〇〇%課税と、個人財産税とを同一法案として議会に提出する。
但し、その際、大臣は次の点について選択権を持つ。

a、自己の案として出す。

b、一部分は司令部より押しつけられたもので、自分は反対であることを言明する。
これらについて明日（七付三日）午後三時までに回答を求め⁽²⁾る。

ここで、日本側の課税計画の当初案との比較をしておけば、六月二六日の段階で法人財産税が、七月二日には個人財産増加税がそれぞれ中止となっており、米側の提案により日本側の一〇〇〇億円増収計画(四六年一月)は既にか
なりの程度変更されていることがわかる。

ところで、翌三日、閣議では次のような議論があった。

石橋の主張は、

- 1、米案に対してノーと言えば、内閣の動搖を生じ、国民経済の為好ましくない。
- 2、課税計画については、次の三条件を付けて受諾する。

- 1、補償については一〇〇%課税。

- 2、銀行預金の一五〇〇〇円(一人当たり)政府補償。

- 3、財産税五〇〇〇円までの免税。

但し、発表方法は、総司令部案の b、とし、GHQより押しつけられたことを付言すること。
というものであった。

さらに石橋は、これに加えて復興金融庫設置までは、日本興業銀行を使うこと、資金は日銀より貸し出すこと、
実施上の細目は日本政府に一任することなど幾つかの条件をつけ、最終的には、マッカーサーに対し首相より話があ
るべきこと、として決着を図ろうとしたようである。⁽²²⁾

しかし、当時マッカーサー、マーカットがともに不在であった為、ここで折衝が停滞したまま、七月八日になった。
明後日(二〇日)に対日理事会でソ連代表(デレヴィヤンコ)から補償問題について提案される予定が日本側に伝え

られたのは、この日である。翌九日、白洲次郎（終戦連絡中央事務局次長）は、マーケット局長から課税案の遷延について強硬に問責されたことを渡辺に伝えている。一〇日、マーケット局長は国会を訪れ、経済科学局顧問ファイン博士らと共に日本側閣僚（首相を除く）と会谈、

「課税案ノ遷延ハ故意カ懈怠カ現状温存ノ意志トシカ思ヘズ、二四時間以内ニ明答ヲ望ム」と強硬に迫った。

この後、渡辺は石橋蔵相に対し、

「原則的ニ承認シテ実行上ノ modification ヲ要求スルヲ可トスベキ旨申出タルモ、大臣ハ依然トシテ大臣案ニ固執」

した、という。⁽²³⁾

七月二一日、再度マーケット・石橋の会谈が持たれたが、両者の妥協は得られず、渡辺によると先方は「極メテ強硬ナル態度」であったという。

さきに見た通り、米側は、新規資金提供のための復興金融金庫設置、課税計画のうち、法人財産税、個人財産増加税、銀行預金の一五〇〇〇円までの保護、等で日本側の要請を個々に受け入れていた。従って、渡辺はこれらの点を踏まえ原則としての一〇〇％課税に同意した上、実施に関する米側との調整のなかで条件緩和が引き出せるという見通しを持ったのではないだろうか。

しかし、石橋蔵相にとって問題は米側からの「強制」を議会で明らかにすることであった。こうして「問題ハ既ニ政治的段階ニ達セリ」⁽²⁴⁾となったのである。

ここで両者の対立点をまとめてみると、

- 1、戦争保険の個人向け　日本側七五〇〇〇円以上打ち切り。米側三〇〇〇〇円。
- 2、戦争保険の企業向け、　日本側　支払う　米側全額打ち切り。
- 3、国債利子課税、　日本側　非減額　米側七一％課税。

となる。

これに加えて、石橋が最も固執した点は、

「閣議ヲ開イテ研究シ、且政党領袖ノ意見ヲサウンドセルモ……実行スル場合ハ指令ヲ戴ク外ナシ」⁽²⁵⁾
という点にあったことは言うまでもない。

マーカット局長は、これに対し立腹、憤激し、石橋と握手もしなかったことを渡辺は記しており、緊張した場面があったようである。

マーカットの憤激が、一〇日の対日理事会におけるソ連提案と関連していたかどうかは確認できない。しかし、財政課がかねてより日本政府に予告した通り、ソ連代表の発言が総司令部案以上に厳格且つ懲罰的なものであったことは事実である。

ソ連代表デレヴィヤンコが、一〇日の対日理事会席上で、軍需会社に対する政府補償の問題について説明を求めたのは次の点であった。

- 1、軍需会社が要求している補償金額。
- 2、その算定方法。

復興期の政党政治（河野）

3、財閥関係会社の要求額。

4、既に支払われた補償金の金額と支払い方法。

つまり、ソ連代表の主張は、財閥関連可否かを問わず、軍需会社は軍閥が支援したものであり、戦争によって巨大な利潤を納めたものであるとし、これらの会社に対して補償を与えることには全く反対である、と言うものであった。従って、ソ連提案は、既に支払われた補償金を返還させ、同時に今後は一切支払わないこと、としたのである。

これに応じて総司令部係官は、大蔵省の報告に基づく数字（前述）を挙げて、請求額について詳細な説明を行った。これに対してソ連代表は次回（七月二四日）の対日理事会で、この問題についての審議を求める形で発言を終わった。⁽²⁶⁾とは言え、このやりとりが、実質的に補償問題の決定内容に影響を与えた形跡はほとんどない。つまり、これに続く七月二四日の理事会では、G・アチソン・アメリカ代表兼対日理事会議長が英連邦代表のマクマホン・ポールに意見を求め、ポールが次のような発言でこの問題に決着を付けた。

- 1、軍需産業が再建されるようなことに、ならないように注意する必要がある。
- 2、軍需産業の破綻は差し支えないが、これに伴って金融機関、保険機関が同時に破産することにならうから、これらについては政府の補償を考慮すべきである。

3、その為に増税をする必要がある。増税によって、戦争により生じた富の不正な分配を是正するべきである。

これに対してソ連、中国からは特に異論がなく、議論はここで打ち切られることとなった。⁽²⁷⁾ポール発言の趣旨は、米側の意向を受けた部分、彼自身の判断の部分がそれぞれあったように窺われ、翌年春の経済政策に関するポールによる提言との関連で興味深い。しかし、だからと言って彼がこの時点で補償問題にとりわけ深い関心を持った訳では

ないようである。ボール自身は、当時の日記で次のようにやや困惑した印象を伝えていた。

「七月一〇日の理事会では質問項目はどれも専門的で、おきまりの事務的なものに終始していたので、四大国の代表に尋ねるのは無礼であるとさえ思われた。」⁽²⁸⁾

つまり、対日理事会の軍需補償問題についての言及は、日米双方にとって懸念された事態を引き起こすことなく決着したのではないだろうか。

しかし、対日理事会の動きと平行する一〇日から二四日にかけて日本側にとって事態は深刻なものがあつた。一二日以降日本側は、首相を含めて対応を図ることとなり、まず、吉田首相が一二日ウィロビー(参謀第二部)と面会した。しかし、専門家でないから仲裁の役に立たない、とのウィロビーからの回答を得たのみであつた。渡辺は朝海浩一郎(終戦連絡中央事務局総務課長)と共に、吉田首相のもとを訪れ、岡崎(勝男外務省総務局長)、幣原国務相、白洲次長を交えて対策を練つた。白洲次長によれば、マーカット局長は、

「カクナル上ハ大蔵トノ間デ協議譲歩セルコトモ元ノ状態ニ戻シ対日理事会ニ付議」

するとして、石橋に非難を集中したという。

この日本側の協議では、それぞれの意見は次の通りである。

吉田首相は、マッカーサー宛書簡によって大蔵案と総司令部案との相違点を列举し、日米双方ともに達成すべき目的は同一であることを述べて解決を図ることを提案した。

幣原国務相は、むしろ指令を出させ、責任を司令部にとらせるべし、との主張であつた。

渡辺は、指令が出されれば国民はむしろこれを迎えて政府の優柔を衝くべし、とし、結果は左翼よりの攻勢強化で

あり、政府は苦境に陥るとして幣原の説得に努めたようである。⁽²⁹⁾

結局、日本側は吉田首相からマッカーサー総司令官宛の書簡を用意し、これにウィロビーの内閣を得た上、一六日付けで発出することに決めた。この書簡は七月二日までの折衝の成果に基づいて、双方の達成すべき終局の目標は完全に一致していることを強調した後、日米間の相違点を四点にまとめている。⁽³⁰⁾

1、打ち切りによる金融機関の損失について、

米案…損失は、剰余、予備費、資本金、政府補償の一五〇〇〇円の限度で補う。

石橋案…全額金額の支払いを保証。

2、個人向け戦争保険の支払いについて、

米案…一人当たり三〇〇〇〇円までの支払い。

石橋案…一人当たり七五〇〇〇円までの支払い。

3、法人・企業に対する戦争保険の支払いについて、

米案…支払わない。

石橋案…三〇%までは支払う。

4、国債利子に対する課税について、

米案…七一%の課税。

石橋案…元金に対する課税のみ。

この書簡に対してマッカーサーは一九日付けで返信を出し、企業向け戦争保険についての支払いを認めないなど、

ほぼこれまでの米案を踏襲した回答を示した。ただし、個人向け戦争保険の支払い限度額については、従来の三〇〇〇〇円から五〇〇〇〇円まで引き上げること認める内容となっていた。マッカーサーの書簡は、この内容にもとづいて「これ以上の指令を必要とすることなく、」大蔵大臣から議会へ提案するよう命じるものであった。⁽³¹⁾

この返信内容をこれまでの経緯に照らして見ると、マッカーサーは、個人向け戦争保険の支払限度額を三〇〇〇〇円から五〇〇〇〇万円に引き上げた点でわずかに譲歩したのみであった。つまり、この譲歩によって日本側に、指令を出すことなく法案を上程するよう命令したかたちとなったのである。

第二章 補償打ち切りの政治的帰結

第一節 政党間関係の変容——社会党と進歩党——

政府による軍需補償打ち切りとこれに伴う一連の措置は、四六年八月から一〇月にかけて次のように具体化された。まず、一〇〇%課税案がほぼ決定となったことを受けて、八月一日、金融緊急措置令が改正された。これによって銀行預金に対し一人当たり一五〇〇〇円までの政府保証が行われることとなった。

財産税法については、当初予定されていた法人財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税はそれぞれ評価が困難であるという理由で中止され、個人財産税のみの課税となった。その結果、予定された約一〇〇〇億円の税収は、約四三五億円に激減することとなった。つまり、戦時利得を対象とした税制計画は、軍需補償打ち切りを契機として大き

く緩和されたことになる。

この間、第九〇議会の演説（七月二五日）で石橋蔵相は次のような政策を打ち出していた。この財政演説は、マッカーサー総司令官から吉田首相宛の書簡を受けて、一〇〇%打ち切りが固まった直後のことである。⁽¹⁾

- 1、石炭、食糧、肥料などに対する価格差補給金制度の採用。
- 2、復興金融金庫の創設。
- 3、産業合理化による生産の上昇。
- 4、失業者受け入れ体制の推進。
- 5、経済の民主化。

ここで掲げられた価格差補給金支給の拡大、復興金融金庫による企業融資などの手段は、補償打ち切りによる衝撃を緩和する狙いを持っていた。先に見た税制計画の変更と併せて、石橋による一連の政策は積極財政論の台頭を示すものであり、その一部は次期政権（片山内閣）に引き継がれた、と言えよう。

問題は、このような施策を総合した結果、次のような主張が強まったことである。つまりこれによって、国民生活が、金融緊急措置令のもとで、生活費基準五〇〇円、所帯主三〇〇円、所帯員一人当たり一〇〇円という枠に制約されたまま、企業は、財産税・戦時利得税の徴収中止、価格差補給金支給、復興金融金庫による融資等の点で政策的に擁護されることになった、という批判を生じたのである。

これに加えて、石橋財政によるインフレの再開は秋以降次第に強まり始めた。かくて、当時の事態をめぐり、社会党は、補償打ち切りによる人員整理とインフレのコスト負担を勤労者に課すものとの批判を強めたのである。

内閣が、軍需補償打ち切りと同時に積極財政を進めたことは、四六年前半まで比較的安定していた政党間関係に姿容を促す要因となった。これについて、社会党（野党）、進歩党（連立与党）、の対応と姿容を見よう。

〈日本社会党〉

まず、戦争終結直後にさかのぼって社会党の経済再建構想を概観しておく。政府が津島、渋沢、の各蔵相の任期を通じて軍需補償支払いに応じ、同時にインフレに対しては、やや楽観的な見通しを立てていたことは先に述べたとおりである。これに対して戦争終結の直後からいち早くインフレ懸念を表明したのは、労農派マルクス主義者を中心とする知識人と社会党であった。

その一人である大内兵衛は、当時、日銀の調査室にあって後に次のような回想を残している。

「ぼくをおどろかせた事実（中略）は、終戦の八月一五日からその月の終わりごろまで、二週間ぐらいの間に発行された日銀券の分量である。それはまことに百円札の奔流であった。日銀の西の裏門が開かれ、そこからトラックが次から次へと入ってきた。そのトラックには新しい木箱が次から次に積み込まれた。この木箱の百円札は、昭和一九年、二十年にかけて日銀が一生懸命に用意しておいたものであった。（中略）それはまだ製造の終わっていない大砲や飛行機はもちろん、場合によっては証券も受取もなしに陸海軍が振り出したチェックが現金に換えられないのである。（中略）ぼくは毎日、そのトラックの下をくぐって日銀の調査室に出勤した。そしてインフレーション！、インフレーション！⁽²⁾と思いつづけた。」

この回想に見られる通り、大内の判断は政府による楽観論に警告を発するものであった。この判断に基づいて一〇

月一七日「洪沢蔵相に与ふ」を放送した大内は、蛮勇を振るって軍需補償支払いを打ち切ることを主張したのである。社会党は、この大内の政策を受け入れて、四五年一月二日の社会党結党の際、インフレ対策として戦時利得税の没収、軍需補償の打ち切り、有産階級の負担によるインフレの防止、財産税創設と所得税、相続税の高率累進化を掲げていた。⁽³⁾

つまり、社会党は一月二四日のマッカーサー覚書に先だって軍需補償支払い打ち切りを掲げていたことになる。

ところで四五年秋、各政党の復活・結成が相次ぐ中で、社会党に対する期待は高いものがあつた。例えば四五年八月一六日以来、大来佐武郎を中心として外務省で続けられた戦後問題特別調査委員会では、大来佐武郎が世話人となり有澤廣巳、大内兵衛などが参加して戦後構想を議論していた。この戦後構想の中で一〇月にまとめられた報告書「今後の我国の基本的経済政策に関する考察」は、「経済運営の計画化、組織化」を挙げ、「自由競争に放任せらるる上昇期資本主義時代は既に過去となれり」と述べて、「銀行・重要産業の公営化」に言及していた。⁽⁴⁾これは、当時の英国における炭鉱及び、イングランド銀行の国営問題に対する関心から生じていたものである。

このグループに参加したのは、有澤、大内、大來の他、次のようなメンバーであつた。

稲葉秀三、石川一郎、井上晴丸、宇野弘蔵、大野数雄、亀山直人、岸本誠二郎、近藤康男、平貞蔵、土屋清、東畑精一、友岡久雄、中山伊知郎、山中篤太郎、山田盛太郎、脇村義太郎、都留重人、後藤啓之助等。⁽⁵⁾

ところで、ほぼ同じ時期の四五年一〇月頃、商工省企画室では大臣官房総務課長の山本高行が若手の官僚を交えて研究会を組織し議論していた。山本は、「世の中、これから変わるだろう。社会党の天下になることがあるかもしれない。我々は勉強する必要がある。」とし研究会で片山内閣期に至るまで協議を続けた、とされている。⁽⁶⁾

この商工省企画室の研究会でテーマとなったのは、「米国におけるニューディールの経験」、「基礎産業の国有化、国営化の問題」、「経営協議会による労働者の経営参加」などであった。

この研究会グループのメンバーは、次の通りであるが、先に見た外務省特別調査委員会の研究会メンバーとかなりの部分重複している。

有澤廣巳、大内兵衛、東畑精一、脇村義太郎、美濃部亮吉、宇野弘蔵、向坂逸郎、高橋正雄、大河内一男、中山伊知郎、都留重人、山中篤太郎、高宮晋、藤林敬三、大来佐武郎、土屋清、稲葉秀三、栗栖赴夫、隈部一郎等。

つまり、いずれのグループも四五年春のイギリス総選挙で成立していたアトリー労働党政権、及び一九三〇年代のアメリカにおけるニューディールの政策的側面に関心を寄せていたことが解る。これらを規範とすることを通じて、日本の戦後体制における政治的求心力が社会党に求められていた点が興味深い。総じてここに見られる時代認識は、新たな経済体制の登場を予測し、その担い手としての社会党に期待するものであった。中道勢力としての社会党に対する国内的支持は、この点で明確なものであったことが確認できる。

これらを考慮すれば、四六年四月の総選挙の結果、社会党は得票数で第三党ではあったものの、政権工作では、その動向が焦点となったことも首肯できよう。

紆余曲折を経て第一次吉田内閣が発足した後、六月二〇日に開会された第九〇議会の前半まで、社会党は自・進連立内閣に対して必ずしも敵対的ではなかった。第九〇議会で審議された憲法改正法案についてみると、自・進両党は、与党でありながら政府案修正をめざしたが、七月に至ってその可能性が失われると、社会党の協力を得て、決着が図られた。⁽¹⁾ 同議会における第二次農地改革関連法案の審議を通してみても、三党間に決定的な亀裂が生じたわけではない。

しかし、政府が軍需補償打ち切りを決め、金融緊急措置令改正によって打ち切りによる金融政策上の打撃を緩和する方向を取った時、社会党は声明を出して態度を硬化させ始める。八月一日の声明は、不良資産整理を回避し、インフレコストを動労者に転嫁するものである、として政府の方針を批判していた。⁽⁸⁾

これ以降、産別会議による一〇月攻勢のもとで、社会党に同調する動きは広がりを見せ、財界にも政府に対する批判的見解が強まるようになる。

経済同友会は補償打ち切りによる失業者増加を予想、そのコストを資本家・経営者が負うべきことを主張していた。一〇月に入り、同友会の見解は「政府・政党が民生安定の為の打つべき手を打たない」ところに争議の温度がある、というものであったという。⁽⁹⁾

さらに事務局長郷司浩平が「三月危機を切り抜ける為には必然外資の輸入を仰がねばならず、その為には之が国内態勢を準備せねばならぬ。現在の如き生産状況を以てしては、輸入懇請の資格無しと云ふべく（後略）⁽¹⁰⁾」と述べた。当時政府は生産資材の輸入をめぐり総司令部に対し懇請を行っており、郷司はこれを批判したのである。政府は打ち切りによる失業者増加を予想する点では、同友会と見解を共にしており、これを資材輸入による生産増加によって打開しようとしていた。しかし、これは省庁間の調整が困難を極めたため、著しく決定が遅れていたのである。⁽¹¹⁾

このように政府の経済運営に対する各方面からの批判が強まった四十七年一月二〇日、朝海浩一郎（終戦連絡中央事務局長総務課長）はマクマホン・ホール（対日理事会の英連邦代表）のもとを訪れ、次のような意見交換をしている。

これは、当時の政府当局者と対日理事会英連邦代表との間で行われた率直な意見交換として興味深いものがある。朝海はポールに対し、戦闘的な労働組合運動が激しくなりストライキが頻発している問題について政府がもっと毅然と

した姿勢をとることを認められるべきだ、と述べていた。これについてM・ポールは、物価の上昇と生活費基準額の固定化に触れて次のように応じたのである。

「妻と二人の子供をもった賃金労働者が、自分の収入から毎月八〇〇円以上使うことを政府が禁止し、しかし同時に日々のささやかな生活を維持するのでさえも毎月一六〇〇円以上かかることを認めれば、組合運動が激化するのも当然予想できるではないか。」

ポールは、労働争議が共産党やソ連の手引きで起こっているとは考えられないと述べ、これに対して朝海は「釈然としなかったようだ」と記していた。⁽¹²⁾

財界のみならず、日本滞在中のオーストラリア・メルボルン大学講師の印象を通してさえ、政府の対応には不満の残るものがあり、国民生活の改善は見られなかったことが窺われよう。かくて、当時の社会党は、経済再建政策と労働勢力の体制内統合機能の両面で、自・進両党に代り中心的な経済運営の担い手として期待されることになった。このような背景のもとで社会党は政党間の連立・提携工作の焦点となったのである。

〈日本進歩党〉

ところで、この時期の政党間関係にあって、再編と政権工作をめぐるもう一つの焦点は、連立与党としての日本進歩党の動向であった。日本進歩党は、旧翼賛政治会に属した代議士達を中心として四五年一月一六日に発足した。発足当時にあつては最大政党であったが、四六年一月四日の追放で二六〇名、つまり全体の九五%を失ったことはよく知られている通りである。しかし、追放に先立って鶴見祐輔幹事長は殆ど連日のように総司令部と接触し、その意

向に添って結党準備を進めていた。その結果、進歩党の結党宣言（四五年一月一六日）には「国体の擁護」、「個人の自由と協同自治」と共に「新たなる経済体制建設」が掲げられていた。⁽¹³⁾ 鶴見幹事長は総司令部のインタビュアー（同年一月二〇日）に対して

「進歩党は社会主義的政策をとり、統制全廃をめざす自由党とも工業・金融の国有化を拡大しようとする社会党とも区別される」
と述べていたのである。⁽¹⁴⁾

翌四六年一月四日の公職追放で、鶴見を含め町田忠治総裁以下、多くの党員が追放に該当し、四月の総選挙では第二党となった。周知の通り、この総選挙の後、幣原内閣の榎橋書記官長は幣原首相を進歩党総裁に担ごうとし、自・社連立による内閣延命工作を図る。その際、榎橋が進歩党を「自由党の左、社会党の右」とする路線を掲げたことは、前年以來の党の方針を踏襲するものであった。⁽¹⁵⁾

五月に第一次吉田内閣が成立、進歩党は連立与党となった。自・進連立関係は吉田・幣原の両党首間関係が良好であったことから比較的安定していたとされている。⁽¹⁶⁾ しかし、政策レベルで見ると進歩党内若手グループ（新進会）の存在は無視できないものがあつた。新進会は一二月には、進歩党綱領に「修正資本主義」⁽¹⁷⁾を採用させ、その内容として小坂善太郎を中心に、重要産業の国家管理を掲げていたのである。⁽¹⁸⁾

この一連の動きを見ると、進歩党内の若手を中心として、政策レベルで自由党との離間を図り社会党に接近する傾向が読みとれよう。つまり、進歩党内には政策レベルで自由党との離間を図る動きがあり、これは、吉田・幣原の両党首間では安定的であつた自・進連立関係の、もう一つの側面であつたと考えられる。これについて参考になるのは、

自・進両党に対するマッカーサーの觀察である。対日理事会のマクマホン・ボールによれば、マッカーサーは自・進連立内閣発足後の四六年六月二五日、彼との会話のなかで次のように述べていた。

「現在の政府の実行力について何ら期待をしていない。自由党も進歩党も、戦時下の日本の指導者たちに比べれば、ずっと民主的であるには違いないが、一見した所本質的には保守的である。⁽¹⁹⁾」

この評価が進歩党に伝わったかどうかは不明であるが、四六年夏以降の連立内閣に対する不評は、進歩党にとって連立に参加し自由党と同一視されることが、決して有利にはならない状況を生じる結果となっていたことは事実であろう。

社会党と進歩党とがそれぞれこのような動きを見せることによって、政党間関係の組み替え・変容は急速に進むこととなった。その契機は四六年秋から始まった自由党による社会党への連立工作である。

第二節 一九四七年の政党再編

四七年に入って政党間関係は流動化し始め様々な連立工作が展開される。この連立工作で問題となったのは、石橋財政の是非、経済統制的手段の採用、重要産業の国家管理などの政策課題であった。この点を片山内閣成立までの時期を中心に概観しておく。まず、社会党連立工作である。

ところで吉田内閣の社会党連立工作は、自由党内との合意形成という点で困難に見舞われた。それは、自由党内に、統制と国家管理に対する抵抗が強まったからである。これに関連して自由党の自由経済論についてみておこう。自由党内の自由主義経済に対する擁護論は結党の当初から一貫して掲げられていた訳ではない。むしろ、四五年一月九

日の結党に際しては、鳩山一郎が大内兵衛の助言を受け入れて軍需補償の凍結を掲げるなどの社会党に近い立場をとっていた。さらに翌四六年二月五日の自由党緊急全体会議では、金融の安定化と生産増大を表現した後に自由経済を復活することを確認していた。つまり、結党当時から約半年間自由党は、即時、自由経済に復帰することを求めた訳ではなかったのである。⁽¹⁾しかし、その後、吉田首相が総司令部に対する生産資材の輸入懇請を契機として有澤廣巳・大来佐武郎グループとの接触を深めるに伴って、首相と自由党幹部の間に社会党との政策的距離の取り方について差が広がってくる。

吉田首相と有澤廣巳・大来佐武郎グループとの接触の契機となったのは、和田博雄農相と大来佐武郎（外務省特別調査委員会）との二つのルートであった。吉田首相と和田農相との関係は内閣発足時の農相人事にはじまるものである。その後、第九〇議会における第二次農地改革関連法案の審議を通して、首相が和田農相と共に総司令部との折衝に当たったことから、首相が和田の政策能力を評価するようになったと言われている。⁽²⁾

大来については、外務省特別調査委員会における大来の仕事を首相が評価した、⁽³⁾とされており、和田、大来のそれぞれが、首相と有澤グループとの接点につながった。

四六年八月末、かねてより総司令部から設置を求められていた経済安定本部が発足し、吉田首相はその長官に有澤の就任が要請した。これは、和田が吉田に提案した人事であった。この提案は有澤の固辞によって実現しなかったが、和田はこれを「いかにも残念だ」として非公式な昼飯会を提案し発足させた。つまり、和田によれば「安本長官を援護する意味で」有澤を始め、大来、などのグループと吉田首相との私的な懇談会を定例化することとなった。⁽⁴⁾吉田は、軍需補償打ち切りによって生じる失業に考慮し、生産資材輸入によって生産の増加を図ろうとする商工省の提案に接

しており、これについてこの懇談会に助言を求めたのである。懇談会は、生産資材の輸入懇請だけでなく、石炭増産及び傾斜生産方式などの政策提言を行ったことで知られている。⁽⁵⁾

一〇月、有澤による傾斜生産方式に関する放送が行われ、一二月二七日の閣議決定で、石橋財政の修正としての傾斜生産方式が採用されたことは、有澤グループの発言力の大きさを示すものであった。吉田による第一次社会党工作は、この閣議決定よりも早く一月半ば頃から和田を通して始められている。⁽⁶⁾

しかし、自由党内には、吉田の社会党工作について次のような不信感があった。第一次社会党工作が打ち切られる直前の芦田の日記（一月一五日）は、これをよく示している。

「社会党は連立には反対ではないが、吉田君が教授グループだの和田だのといふ連中の話をきいて変な顔ぶれを揃へるものだから昨晩終に社会党から拒絶した。」⁽⁷⁾

これは、平野力三（社会党）の弟である平野増吉の話として伝えられている。

ところで同一五日、社会党は社会主義政治経済研究所の提言を受けて、経済危機突破緊急対策を発表したが、その内容は次のようなものであった。

緊急対策は、生産再開の方策として石炭の傾斜生産方式、国家管理、計画化を挙げ、インフレ対策としては、軍事情債利払い停止、インフレ利得徴収をそれぞれ挙げていたのである。⁽⁸⁾ 前年末の閣議決定で傾斜生産を採用したことを考えれば、社会党の緊急対策は、この点に関する限り、自・社両党に共通点を見出す基盤となる可能性をわずかながらも含むものであった。

しかし自由党内の動向は、むしろ傾斜生産以外の全てに関する政策について社会党との相違点を強調する方向に進

み始める。つまり社会党が傾斜生産と共に掲げていた国家管理、計画化に対する強い反発が自由党内から表明されるのである。

社会党の緊急対策が発表された一週間後、一月二二日に開かれた自由党の緊急役員会は、国家管理反対を主張、二月九日の緊急幹部会では石橋財政の支持を明らかにした。⁽⁹⁾自由党内は、結党当時と比較して社会党との政策的距離を拡大する傾向を強めたのである。

これ以後、第五次まで自・進両党による社会党工作が続けられた。これらは、結局のところ全て実現せずに終わり、周知の通り四月の総選挙で社会党が第一党となって中道連立内閣が成立する。つまり、自・進・社・三党連立構想は一致点を見出すことができず失敗するのである。しかし、この三党連立構想の崩壊過程は、そのまま中道連立構想への途を開くものでもあった。この側面から改めて三党連立構想の崩壊過程を取り上げることによって、中道連立の前提条件を考察しておこう。具体的には、連立工作の終盤で試みられた五党政策協定（四七年二月一三日）の存在と内容である。⁽¹⁰⁾そこで、五党（自由・社会・進歩・協同民主・国民）間の政策協定案に至る過程を跡づけておこう。

一月二二日から始まった第二次社会党工作を、月末に打ち切った吉田内閣は、二・一ストを前に連立を断念し、内閣改造で乗り切る方針をとることとなった。この改造で石橋は蔵相のまま経済安定本部長官を兼任する。石橋追放の噂はこの頃既に話題となっていたが、吉田は石橋を犠牲にすることを断固拒否する構えであることが、新聞で報じられていた。⁽¹¹⁾さらに、進歩党少壮派による第三次連立工作が試みられた後、二・一ストの回避を経て第四次社会党工作が進められる。

この工作が進むなか、二月七日にマッカーサーは政府に対し早期総選挙を指示し、これによって連立は四回目の中

止となった。この日（二月七日）、対日理事会の英連邦代表M・ポールはマッカーサーの求めに応じて会談し、次のようなマッカーサーの話を聞いている。マッカーサーは、与党と社会党との連立構想の頓挫を個人的には喜んでいて、と述べていた。マッカーサーによると、吉田に対し石橋を蔵相ポストから入れ替えるように説得したが、吉田は石橋を一種のシンボルとして留任させざるを得ないと答えたという。

M・ポールは、マッカーサーとの会談に基づき、翌二月八日付けの報告書で次のように記していた。

「（私は）吉田は明らかに自由経済政策を統制経済政策にとって替える意思もなければ、実行も不可能である（と考える。）」¹²。さらに「マッカーサーは私の見解に全く同感である」と返答し（中略）、吉田内閣は退陣させねばならないと考えており石橋の財政政策は破滅的だ。」と述べていたのである。

つまり、この報告を通して示されるマッカーサーの評価から考えて、石橋財政の転換と吉田内閣退陣を求める判断は、社会党だけでなく総司令部首脳にも強かったことがわかる。政策の転換は、ポールの認識によれば統制経済政策の採用をも含むべきものであった。

ところで先に述べたとおり、マッカーサーに対し吉田首相は石橋蔵相をシンボルとして留任させる、と発言していた。石橋留任がシンボルとして必要である、という吉田の認識は重要である。それは、実際、吉田内閣のもとで、石橋財政が既に転換し始めていたからに他ならない。

具体的に見ると、それはまず前年末に閣議決定された傾斜生産方式に示されていた。これは、有澤、大来等の助言を容れて重点産業に限定した上で経済統制を導入するものであり、その為の資材・資金は計画的に石炭と鉄鋼とに集中して投入されることになった。これは、いわゆる自由経済路線から見れば、統制政策そのものであった。さらに、

二三年度予算編成は均衡化を目指して健全予算の方向で組まれることが決まっていた。¹³⁾

つまり、吉田首相は政権維持の為に社会党との連立を必要としており、石橋財政の実質的な転換を図ろうとしていたのである。これを党内に受容させる上で、蔵相ポストに石橋を留年させることは象徴的な意味があった。このように、石橋留任は吉田による党内説得にとって不可欠なものであったことが窺われる。

この頃、芦田の日記は、二月九日から始まっていた第五次（芦田によると、第四次と記されている）連立構想を次のように伝えていた。二月九日の自・進・社三党による話し合いでは、河合良成（厚相・進歩党）、石橋（蔵相・自由党）、西尾（社会党幹事長）、を中心として三党連立構想が具体化していたようである。ここで、閣僚割り当てが、社会党六（うち一は経済安定本部長官、学者とする）、自由党五、進歩党四、という比率で合意され、石橋財政修正声明を出すことで社会党は妥協する方向、と伝えられている。¹⁴⁾

なお、後の有澤の回想から判断して、この時経済安定本部長官に擬せられていたのは、再び有澤であったと思われる。有澤は、前年八月の経済安定本部発足に際しても長官就任を要請されていた。

この三党構想が進歩党の役員会で反対され、中止されたのち、五党連立構想（自・社・進・協同民主党・国民党）が浮上することとなる。

二月一二日、三党（自・進・社）に協同民主党（三木武夫幹事長）、国民党を加えた五党連立が構想され政策協定案に進んだという。条件となる閣僚配分は、自五、進四、社四、協同民主一、国民一、というものであった。政策内容については、国有国営の問題を除いて意見の一致があったという。ただし、自由党は、戦時公債利払い停止と、第二次財産税創設立については研究事項として留保した。¹⁵⁾

第一次吉田内閣末期の最後に試みられた五党連立構想と政策協定は、総選挙における社会党の勝利によって白紙に返った。しかし、五党協定の内容を見ると、ここにはその後の中道連立成立に至る一側面が見て取れる。それは、五党協定の一部に、三木武夫の新党構想の影響が窺われるからに他ならない。三木武夫（協同民主党）の新党構想は、自・進両党が割れ、それぞれの若手（少壮派）が党を出た上で三派（協同民主、国民、無所属倶楽部）と合同する、というものであった。三木は、党首には自由党の芦田をかつぐ考えをもち、芦田に対して自由党からの離党を重ねて説得していたのである。⁽¹⁶⁾ 芦田はかねてより、自由党内にあって吉田首相にも党内幹部にも批判的であった。ここから、三月の民主党結成、総選挙、中道連立政権に至る経緯は、改めて別稿に譲ることとしたい。

終わりに

七月一九日のマッカーサーからの書簡が軍需補償打ち切り問題に決着を付けた頃から、政府内には商工省・外務省を中心として、打ち切りによる企業倒産と失業問題の悪化を懸念する声が強くなる。この動きの中から、総司令部に對して生産資材の輸入を懇請する方針がまとまり、有澤グループを通してこの方針が実現に向かうこととなった。

この生産資材の輸入懇請が実現に向かうのは、四六年末のことである。この政策は、四七年六月に発足する片山内閣が掲げた、経済再建の手段としての貿易振興政策への契機となった。片山内閣の経済運営の中心となったのは、経済安定本部であり、商工省はここに多くの職員を出自させて政策的な主導権を取ることになる。この制度的再編が復興期から成長期にかけての重工業化路線及び総司令部との関係とどのように関連するか、という問題が片山内閣を考

える際の一つの手掛かりとなろう。

はじめに

(1) 福永文夫『占領下中道政権の成立と崩壊』(岩波書店、一九九七年)。中北浩爾『経済復興と戦後政治』(東京大学出版会、一九九八年)。空井諒『書評・福永文夫「占領下中道政権の成立と崩壊」』(岩波書店、一九九七年)。「レヴァインサン」二四号、木鐸社、一九九九年春。この書評で空井は、戦後初期の経済政策上の対立を「統制」対「自由経済」という軸のみでなく、賃金の抑制によってインフレのコスト負担を労働者に転嫁することの是非、という側面をも含めて考察する視点を示している。その意味で、労働勢力の体制内統合可能性が政治的争点となるという指摘が、本稿にとって有益であった。

(2) 空井前掲書評。

(3) 油井大三郎他編『占領改革の国際比較』(三省堂、一九九四年)。廣田功他編『戦後再建期のヨーロッパ経済』(日本経済評論社、一九九八年)。

(4) 日本の占領期について総司令部と日本側との相互関係という視点を提示した論文として、次のものがある。天川晃「戦後地方制度改革における民政局と内務省の態度」(『季刊行政管理研究』第五六号、一九九一年十二月)。本稿はこの天川論文の視点に示唆を受けている。

(5) この問題についての本格的な財政史研究としては、大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで——第十一巻』(東洋経済新報社)を参照のこと。

第一章 第一節

(1) 中北浩爾『経済復興と戦後政治』(東京大学出版会、一九九八年)三一―三三頁。

(2) 軍需補償打ち切り問題については、次の文献を参照。岡崎哲一『工業化の軌跡』(読売新聞社、一九九七年)第四章。中村隆英「SCAPと日本」(中村編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年)。秦郁彦『昭和財政史——終戦から講和まで——第三巻』東洋経済新報社、一九七六年)。経済企画庁編・中山伊知郎監修『戦後経済史第三巻 財政金融編』(一九五九年刊、原書房一九九二年復刻版)。「同 第四巻 経済政策編」(同)。

- (3) 伊藤悟「戦後初期の連立連合の構図」(油井大三郎他編前掲書所収)。
- (4) 大竹啓介『幻の花——和田博雄の生涯(上)』(楽游書房、一九八一年)三三六〜三七九頁。
- (5) 経済企画庁編・中山伊知郎監修前掲書、第四卷七四頁。
- (6) 中北前掲書、三二頁。
- (7) 経済企画庁編・中山伊知郎監修前掲書、第四卷七二頁。
- (8) 岡崎前掲書、二四〇頁。
- (9) 経済企画庁編・中山伊知郎監修前掲書、第三卷三六頁。
- (10) 秦郁彦 前掲書、二四一頁。
- (11) 同右、二〇一頁。
- (12) 同右、一八九頁。
- (13) 経済企画庁編・中山伊知郎監修前掲書、第三卷三七頁。
- (14) 進藤榮一他編『芦田均日記 第一卷』(岩波書店、一九八六年)
- (15) 渡辺武「著者の回想」(大蔵省財政史室編『対占領軍交渉秘録——渡辺武日記』東洋経済新報社、一九八三年)六七六〜六七七頁。
- (16) 同右。
- (17) 経済企画庁編・中山伊知郎監修前掲書、第四卷七二頁。
- (18) 経済企画庁編・中山伊知郎監修前掲書、第三卷三八頁。

第一章 第二節

- (1) 大蔵省財政史室編 前掲書、二八頁。
- (2) 大蔵省財政史室編 前掲書、五〜三五頁。
- (3) 古川隆久『昭和戦前期の総合国策機関』(吉川弘文館、一九九二年)第八章第一節〜第二節によれば、内閣審議室は、一九四五年一月設置。内閣調査局廃止の後をうけて、各省庁間事務の総合調整を担当した。
- (4) 大蔵省財政史室編 前掲書、一七頁。なお、石橋湛山については増田弘『石橋湛山——占領政策への抵抗』(草思社、一九八八年)を参照。

復興期の政党政治(河野)

- (5) 秦郁彦 前掲書、二六四頁。
- (6) 大蔵省財政史室編 前掲書、五〇六頁。
- (7) 同右、七頁。
- (8) 外務省編『初期対日占領政策 朝海浩一郎報告書(下)』(毎日新聞社、一九七九年) 九六〇九七頁。
- (9) 対日理事会における連合国間関係は、とりわけ一九四六年一月の理事会開始以來約一年の間、英・米・ソ間でしばしば緊張した議論を生じていた。理事会の権限はマッカーサーに対する勸告権のみであり、具体的な決定内容への影響は農地改革に関する提言などに限られていた。とは言え、間接的、象徴的な影響は無視できないものがある。
- (10) 秦郁彦 前掲書、二六四頁。
- (11) 大蔵省財政史室編 前掲書、五頁。
- (12) 秦郁彦 前掲書、二六四頁。なお、レオ・チャーン訪日以前の総司令部による構想につき、浅井良夫『戦後改革と民主主義』(吉川弘文館、二〇〇一年) 六四〇七三頁を参照。本書は、補償問題を含む当時の経済運営をテーマとした本格的な研究である。
- (13) 大蔵省財政史室編 前掲書、六頁。
- (14) 同右、七頁。
- (15) 外務省編『初期対日占領政策 朝海浩一郎報告書(下)』(毎日新聞社、一九七九年) 九六〇九七頁。
- (16) 大蔵省財政史室編 前掲書、一〇〇二頁。
- (17) 同右、二三頁。
- (18) 同右、二二〇一四頁。
- (19) 同右、一四頁。
- (20) 同右。
- (21) 同右、一五〇一六頁。
- (22) 同右、一七頁。
- (23) 同右、一八〇一九頁。
- (24) 同右、一九頁。
- (25) 同右。

- (26) 外務省編 前掲書、九六～九七頁。
- (27) 同右、一〇〇頁。
- (28) アラン・リックス編、竹前栄治・菊池努訳『日本占領の日々』(岩波書店、一九九二年)六七～六八頁。
- (29) 大蔵省財政史室編 前掲書、一九～二〇頁。
- (30) 袖井林二郎編訳『吉田茂リマッカーサー往復書簡集』(法政大学出版局、二〇〇〇年)二二八～一三〇頁。
- (31) 同右、三〇～三二頁。

第二章 第一節

- (1) 経済企画庁編・中山伊知郎監修『戦後経済史 第四卷 経済政策編』七〇～七一頁。
- (2) 大内兵衛『経済学五十年』(東京大学出版会、一九六〇年)三三三頁。
- (3) 中北前掲書、一九頁。
- (4) 有澤廣巳編『戦後日本の経済政策構想 第一卷 日本経済再建の基本問題』(東京大学出版会、一九九〇年)六〇～六二頁。
- (5) 同右、五頁。
- (6) 山崎広明『戦後初期連立政権下の産業政策』『社会科学研究』第四五卷三号、一九九三年。
- (7) 伊藤悟 前掲論文。
- (8) 中北前掲書、四二頁。
- (9) 中北前掲書、四三頁。
- (10) 同右、八九頁。
- (11) 生産資材の輸入を総司令部に対して懇請する、という方針は、政府内部とりわけ商工省が打ち切りによる失業増大を懸念する動きの中で具体化した。
- (12) アラン・リックス編 前掲書、一六一頁。
- (13) 伊藤隆『昭和期の政治』(山川出版社、一九八三年)二二六頁。
- (14) 伊藤悟 前掲論文。
- (15) 升味準之輔『戦後政治(上)』(東京大学出版会、一九八三年)

復興期の政党政治(河野)

- (16) 中北前掲書、五七頁。
- (17) 三谷太一郎「戦後日本における野党イデオロギーとしての自由主義」(犬童一男他編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店、一九八八年)
- (18) 伊藤悟 前掲論文。
- (19) アラン・リッククス編 前掲書、一八七―一九〇頁。

第二章 第二節

- (1) 中北前掲書、一一頁。
- (2) 大竹啓介『幻の花(上)』(楽遊書房、一九八一年、三四二頁、三七六頁。
- (3) 有澤廣巳『戦後経済を語る』(東京大学出版会、一九八九年)一七頁。
- (4) 安藤良雄編「昭和政治経済史への証言(下)」(毎日新聞社、一九六六年)二八三頁。
- (5) 有澤廣巳編「戦後日本の経済政策構想 第二卷 傾斜生産と石炭小委員会」(東京大学出版会、一九九〇年。
- (6) 大竹 前掲書、四一三頁。
- (7) 進藤榮一他編 前掲書。
- (8) 中北前掲書、六一頁。
- (9) 同右。
- (10) 伊藤隆 前掲書、二七一頁。
- (11) アラン・リッククス編 前掲書、一六四―一六五頁。
- (12) 同右。
- (13) 経済企画庁編 前掲書、第三卷四一―四二頁。
- (14) 進藤榮一他編 前掲書。
- (15) 伊藤隆 前掲書、二七二頁。
- (16) 進藤榮一他編 前掲書。